

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の内兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとする場合は、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活

動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

ア 警告

平成29年度においては、2件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、食品スーパーを営む小売業者2社が、愛知県犬山市に所在する店舗において、平成29年5月11日から同月18日までの間、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等を1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

平成29年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計457件の事案に関して注意（迅速処理によるもの）を行った（第1表参照）。例えば、酒類について、総販売原価が十分に賄えない対価で繰り返し販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。また、石油製品について、他の事業者に対抗し、それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。

第1表 平成29年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

| | 酒類 | 石油製品 | 家庭用電気製品 | その他 | 合計 |
|------|----|------|---------|-----|-----|
| 注意件数 | 96 | 352 | 4 | 5 | 457 |

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、平成29年度においては、同タスクフォースを活用して、48件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、購入・利用強制が24件、協賛金等の負担の要請が22件、従業員等の派遣の要請が12件、その他経済上の利益の提供の要請が9件、返品が6件、支払遅延が5件、減額が8件、取引の対価の一方的決定が2件、その他が4件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、後記第9章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり、支払遅延、買ったたき及び減額の3類型が違反類型別の実体規定違反件数の9割近くを占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第9章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

（単位：件）

| 取引形態 行為類型 | 冠婚葬祭業 者に対する 納入等取引 | 小売業者 に対する 納入取引 | 物流取引 | 宿泊業者 に対する 納入等取引 | 卸売業者 に対する 納入取引 | その他の 取引 | 合計 |
|-----------------|-------------------------|----------------------|------|-----------------------|----------------------|------------|----|
| 購入・利用強制 | 10 | 5 | 1 | 6 | 1 | 1 | 24 |
| 協賛金等の負担の要請 | 7 | 8 | 1 | 1 | 4 | 1 | 22 |
| 従業員等の派遣の要請 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| その他経済上の利益の提供の要請 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 9 |
| 返品 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 支払遅延 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 減額 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 取引の対価の一方的決定 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| その他 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 26 | 31 | 17 | 9 | 5 | 4 | 92 |

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数（48件）と行為類型の内訳の合計数（92件）とは一致しない。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

公正取引委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施し、平成30年1月31日に「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を公表した（詳細は前記第5章参照）。

大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成25年度から平成28年度までの間、毎年度20件前後の注意を小売業者に対して行っている。このような実情を踏まえ、当委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施した。

本実態調査では、納入業者を対象に調査票（3万1955通）を発送して行った。当該調査の結果、納入業者が、主要取引先から問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答した取引は、集計対象取引全体の15.9%であった。行為類型別の状況をみると、「協賛金等の負担の要請」が6.7%と最も多く、次いで「返品」が6.4%、「取引の対価の一方的決定（買ったたき）」が3.6%と続いており、これら三つの行為類型は他の行為類型に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。また、業態別の状況をみると、「ドラッグストア」、「ホームセンター」及び「ディスカウントストア」では、その取引の20%超において問題となり得る行為が存在し、これら三つの業態は他の業態に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、大規模小売業者向けの講習会を実施することとした。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成29年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主3万名及び物流事業者4万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた596名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成30年3月）。

当該596名の荷主のうち、業種について回答のあった588名を業種別にみると、製造業が最も多く（280名、47.6%）、卸売業（130名、22.1%）、建設業（38名、6.5%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為677件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（232件、34.3%）、発注内容の変更（200件、29.5%）、代金の減額

(115件, 17.0%) がこれに続いている。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成29年度においては、荷主・物流事業者向けに10回、ブライダル業者・葬儀業者向けに7回、大規模小売業者向けに7回の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会は、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成29年度においては、563件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に職員を派遣し、優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度においては、60か所で実施した。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成29年度においては、事業者団体等へ29回講師を派遣した。